第三十一条の二第二項中「特許法第百九十五条の二」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）」の下に「第八条第二項若しくは」を加え、「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第五十七条」を削り、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」を「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」に改め、「第十条第二項の規定の適用を受けようとするとき」を加える。

第六十九条第四項中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第一項若しくは」を加え、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条」を削り、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」を「、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」に改め、「第十条第一項」の下に「又は産業競争力強化法第七十五条第一項」を加える。

様式第44備考6中「第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第2項若しくは」を加え、「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条」を削り、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」を「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法」に改め、「第10条第2項の規定の適用を受けようとするとき」の下に「、又は産業競争力強化法第75条第2項の規定の適用を受けようとするとき」を加え、「「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1／2軽減（免除）」」の下に「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求料の1／2軽減」」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条の規定による審査請求料の1／2軽減」」を加え、「又は「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定による審査請求料の1／2軽減」」を「、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第2項の規定による審査請求料の2／3軽減」」に改める。

様式第69備考7中「、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条」を削り、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項」を「、特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項又は産業競争力強化法第75条第1項」に改め、「「特許法第109条の規定による特許料の1／2軽減」」の下に「、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1／2軽減」」を加え、「、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1／2軽減」」を削り、「又は「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定による特許料の1／2軽減」」を「、「特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第10条第1項の規定による特許料の2／3軽減」」に改める。

第二条　中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十五条第一項に規定する中小企業経営資源活用関連保証、同法第三十五条の五に規定する中小企業承継事業再生関連保証及び同法第五十一条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証」を削り、「並びに下請中小企業振興法」を「、下請中小企業振興法」に改め、「特定下請連携事業関連保証」の下に「並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証」を加える。

第九条中「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十五条第一項に規定する中小企業経営資源活用関連保証、同法第三十九条の五に規定する中小企業承継事業再生関連保証及び同法第五十一条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証」を削り、「並びに下請中小企業振興法」を「、下請中小企業振興法」に改め、「特定下請連携事業関連保証」の下に「並びに産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証」を加える。

第十条中「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十五条第一項に規定する中小企業経営資源活用関連保証、同法第三十九条の五に規定する中小企業承継事業再生関連保証及び同法第五十一条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証」を削り、「並びに下請中小企業振興法」を「、下請中小企業振興法」に改め、「特定下請連携事業関連保証」の下に「並びに産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証」を加える。

第十一条中「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第三十九条の五に規定する中小企業承継事業再生関連保証及び同法第五十一条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証」を削り、「並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」を「、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に改め、「東日本大震災復興緊急保証」の下に「並びに産業競争力強化法第五十四条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証、同法第五十五条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証及び同法第百二十四条に規定する中小企業承継事業再生関連保証」を加える。

別表第一中「第七条関係」を「第八条関係」に改める。

別表第二中「第八条関係」を「第九条関係」に改める。

（小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則の一部改正）

第三条　小規模企業者等設備導入資金助成法施行規則（昭和四十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二中「七万円」の下に「（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち二万三千三百三十円）」を加える。

第五十条第一項中「二万八千円」の下に「（産業競争力強化法第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受けた場合にあつては、納付された手数料のうち九千三百三十円）」を加える。

第五条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二中「第五号まで」を「第四号まで、第五号（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受ける場合を除く。）」に改める。

様式第19備考7中「、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号）第56条」を削り、「又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成24年法律第55号）第10条第1項」を「、特定多国籍企業による研